

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第71回）

- 日時：令和3年4月2日（金） 午後2時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：
知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、令和新時代創造本部、
危機管理局、 総務部、福祉保健部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所
アドバイザー（鳥大医学部 景山教授、千酌教授）
- 議題：
(1) まん延防止等重点措置適用の概要について
(2) 本県の対応について
(3) 症例報告について
(4) その他

まん延防止等重点措置の適用（4月5日）

1. まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和3年**4月5日から5月5日まで（31日間）**

（実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに解除）

2. 実施すべき区域

宮城県、大阪府、兵庫県の3府県

※各府県知事が本日中に区域を指定予定

3. まん延防止等重点措置の概要

地域の感染状況に応じて、期間、区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込むことで、全国的かつ急速なまん延防止を防ぐ。

<首相発言（抜粋）>

第1に変異株です。大阪府では陽性者の5割、兵庫県では7割が変異株であります。監視体制をさらに強化するとともに、不要不急の外出、他の都道府県との往来の自粛をお願いいたします。

まん延防止等重点措置の具体的な内容

1. まん延防止等重点措置として講すべき内容（法令規定事項）

- ・飲食店に対する営業時短要請（20時（酒類の提供は19時）まで）
- ・客へのマスク着用等の感染防止措置周知、講じない者の入場禁止等を要請

2. 飲食店見回り・働きかけの徹底（以下、上記に加え都道府県が行う取組）

- ・措置区域内の全ての飲食店に対し、時短要請の働きかけと、店舗内までの立ち入り、ガイドラインの遵守状況を見回り

3. 重点検査の実施等

- ・高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施、感染が発生した場合における保健所による感染制御・業務継続支援の徹底

4. 医療提供体制

- ・すぐに患者を受け入れられる病床・居室を計画上最大限に速やかに移行
- ・医療提供体制への負荷が高まった場合の入院基準の明確化等

5. その他

- ・飲食を主としている店舗に対し、カラオケを行う設備の利用自粛を要請

まん延防止等重点措置適用に伴う往来についてのお願い

◆宮城県、大阪府、兵庫県(香美町及び新温泉町を除く)

⇒ 日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、平日・休日を問わず可能な限り往来を控えてください。

◆その他感染が流行している地域(「感染流行警戒地域(IV)」、「感染流行厳重警戒地域(V)」)

⇒ 不要不急の往来については慎重にご判断ください。

・山形県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県、奈良県、愛媛県、沖縄県など

➤ これらの地域に往かれた場合

○会食される際は、次のことに気をつけてください。

- ・食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用。
- ・できれば同居家族などいつも近くにいる人のみで少人数で。
- ・換気が良く、座席間の距離も十分で適切なアクリル板が設置され、混雑していないといった安心な店を選択。

➤ これらの地域から本県に来県、帰県された場合

○本県内で2週間は会食など飛沫が飛んで感染のおそれが高い行動は控えるようにしてください。

○倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】 受付時間:9:00~17:15 0120-567-492(コロナ・至急に) 聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033

上記以外:[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆兵庫県のうち香美町及び新温泉町(因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏)

⇒ 通勤、通学、生活用品の買い物など、感染予防対策を十分取った上で必要不可欠な往来については、差し支えありません。ただし、不要不急の往来は控えてください。

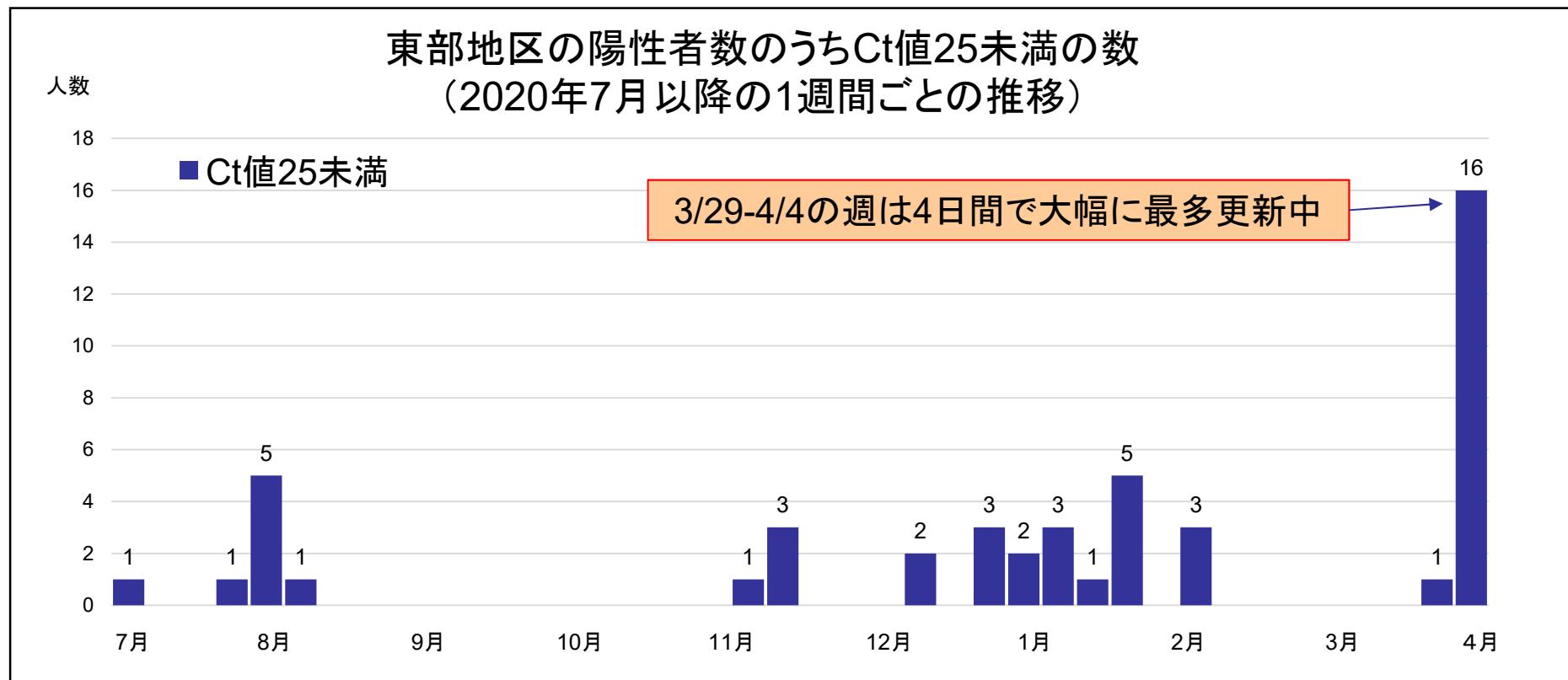
◆体調に不安があるとき ⇒ 往來を控えてください。

◆行き先の自治体が出しているメッセージなども確認してください。

新型コロナ感染増大警戒情報（4月2日現在）

感染力の高いウイルスの拡がりが認められ、県内においてもウツリやすくなっています！

発令地域	発令日	備考
鳥取市	4月1日	ウイルス量の多い感染者が連鎖的に多発しており、地域におけるウイルスの密度が高くなっている
倉吉市	4月1日	変異株によるクラスターが確認され、周辺の者にも拡がりがある



飲食時の注意事項

- ◆飲食の場で感染が拡大しています。
- ◆飲食の場面でも「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人と人の感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いします。

- ・飲酒の際は、①少人数・短時間で、②なるべく普段一緒にいる人と、③深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で
- ・箸やカップは使い回わさず、一人ひとりで
- ・座の配置は斜め向かいに(正面や真横はなるべく避ける)
- ・大声を出さず、会話する時はなるべくマスク着用

<お店では>

- ・認証店や協賛店などガイドラインを遵守したお店で
- ・体調が悪い人は参加しない

<カラオケ>

- ・マスクの着用、換気、パーテーション設置、機器の消毒など感染防止対策

感染予防が大切です

◆親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っています。引き続き「三つの密(密閉、密集、密接)」を避ける、人ととの感染防止距離(概ね2メートル)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い、こまめな換気などの感染予防に十分注意を払っていただきますようお願いします。リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意しましょう。

- ①帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底してください。
- ②人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底していただきますようお願いします。
- ③体調に違和感がある場合は、親しい人であっても会食はさけていただくようお願いします。

◆倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、事前にかかりつけ医に連絡しましょう。相談先に迷う場合は「受診相談センター」にご相談ください。

受付時間:9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)
聴覚に障がいがある方はFAX 0857-50-1033

上記以外 [東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆接触がご心配な方は、「接触者等相談センター」にご相談ください。

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

◆誰もがどこでも感染する可能性があります。患者、医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別を行うことは決して許されません。自分もいつ感染してもおかしくないと考え、新型コロナウイルス感染症に立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまを思いやり、支えあいの気持ちでみんなで応援しましょう。



『感染急拡大警戒期間』発令

R3.4.13まで

全国で感染が急拡大しています。

ご注意ください!!

○ 変異株以外も含め感染力が高いウイルスが広がっています。注意レベルをあげましょう。

- 感染が急拡大している地域との往来や、これらの地域の方との会食はできる限り控えましょう。
- マスクの着用、手洗い・換気を心がけ、親しい間柄であっても会食時もできるだけマスクを着用するなど、感染予防を徹底しましょう。

まん延防止措置等重点措置適用に伴う県庁の対応

■職員の県外出張等の取扱

- ・「まん延防止等重点措置」対象地域への出張は制限する
- ・県外からの関係者等の招へいについては、基本的にオンライン形式で代替する
- ・上記以外の「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行厳重警戒地域(Ⅴ)」への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張は控える

■関西本部の対応

- ・現地職員は、私生活も含め感染予防のレベルを上げて徹底するとともに、リモートワーク、在宅勤務を強化し、出勤体制を縮小。

県職員の意識改革全庁運動の展開

全職員が一丸となって新型コロナ対策に再スタートを切るための意識改革を全庁運動として実施

1 新型コロナ対策健康観察員の新設

■新型コロナ対策健康観察員を全所属に配置

- ・原則として所属長を任命
- ・新型コロナ対策健康観察員は職場研修を行い、所属職員に徹底を図る
- ・所属職員の日々の健康状況を把握するとともに、新型コロナ対策健康観察員自らが感染予防対策のリーダーとなり、所属全体で率先行動を行うよう指導する

→各所属で新型コロナ対策に貢献できる対策・取組を考え実行に移すとともに、全職員が率先して新型コロナ対策に取り組む庁風をつくる

■各部局に新型コロナ対策統括責任者を配置

- ・上記の取組を部局内で徹底するための新型コロナウイルス統括責任者を配置する

県職員の意識改革全庁運動の展開

2 新型コロナ職場研修（全所属）

ただちに新型コロナ対策健康観察員を対象とした研修を行った後、来週中に全所属で新型コロナ職場研修を行う。

（1）新型コロナの特性理解

- ・徹底した感染予防対策

（2）新型コロナ対策本部等の情報共有の徹底

- ・本日より全所属が当事者意識を持ちテレビを視聴する

（3）鳥取独自の様々な対策

- ・県の感染防止に向けた最前線の取組
- ・県内経済循環への対策

（4）認証事業所・協賛店制度

- ・新型コロナ対策認証事業所等をはじめ、ガイドラインを遵守している飲食店の利用

（5）人権への配慮

- ・私たちが闘う相手は、新型コロナというウイルスであって、人間ではない

感染予防対策を
呼びかけている
県職員として、
自覚を持った
行動を促す

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要

<県内250~260例目(鳥取市保健所管内103~113例目)>

事例	年代	性別	居住地	職業	検体採取日	陽性確認日	経緯	接触者等
県内250例目 (鳥取市保健所管内103例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	3月30日	3月31日		
県内251例目 (鳥取市保健所管内104例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	3月30日	3月31日		
県内252例目 (鳥取市保健所管内105例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	3月31日	3月31日		
県内253例目 (鳥取市保健所管内106例目)	非公表	非公表	鳥取市	非公表	3月31日	3月31日		
県内254例目 (鳥取市保健所管内107例目)	30代	非公表	非公表	非公表	3月31日	3月31日		
県内255例目 (鳥取市保健所管内108例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	3月31日	3月31日		
県内256例目 (鳥取市保健所管内109例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	3月31日	3月31日		
県内257例目 (鳥取市保健所管内110例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	3月31日	3月31日		
県内258例目 (鳥取市保健所管内111例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	3月31日	3月31日		
県内259例目 (鳥取市保健所管内112例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	3月31日	3月31日		
県内260例目 (鳥取市保健所管内113例目)	30代	男性	鳥取市	非公表	3月31日	3月31日		

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要
<県内261~269例目(鳥取市保健所管内114~122例目)>

事 例	年代	性別	居住地	職業	検体 採取日	陽性 確認日	経緯	接触者等
県内261例目 (鳥取市保健所 管内114例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	3月31日	3月31日		
県内262例目 (鳥取市保健所 管内115例目)	50代	女性	八頭町	非公表	3月31日	4月1日		
県内263例目 (鳥取市保健所 管内116例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	3月31日	4月1日		
県内264例目 (鳥取市保健所 管内117例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	3月31日	4月1日		
県内265例目 (鳥取市保健所 管内118例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	4月1日	4月1日		
県内266例目 (鳥取市保健所 管内119例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	4月1日	4月1日		
県内267例目 (鳥取市保健所 管内120例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	4月1日	4月1日		
県内268例目 (鳥取市保健所 管内121例目)	非公表	非公表	非公表	非公表	4月1日	4月1日		
県内269例目 (鳥取市保健所 管内122例目)	20代	男性	鳥取市	非公表	4月1日	4月1日		

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための店舗名の公表について (4/2鳥取市公表内容)

新型コロナウイルス感染症の方からの感染拡大防止のため、「鳥取市新型コロナウイルス感染症患者の行動歴による店舗・施設等公表基準」に基づき、下記のとおり店舗名等を公表します。

下記期間にこの店舗を利用された方は、東部地区接触者等相談センターへ御連絡いただくようお願いします。

記

1 店舗名等

店舗名	住所	対象期間
逢千(あいぜん)	鳥取市弥生町305	3月23日(火)から3月30日(火)

2 公表理由

店舗利用者にPCR検査を強く呼びかけるために店舗から公表を依頼されたものです。（店舗の方は、店舗利用者の中に感染者が発生して以降、直ちに他の利用者への連絡を行っておられるため、この公表は鳥取県クラスター条例に基づくものではありません。）

3 東部地区接触者等相談センター

電話	ファクシミリ
0857-22-5625	0857-20-3962

【鳥取市内飲食店クラスター関連の検査状況】(4/2 正午時点)

- ・検査実施累計件数 : 339件（陽性38名、陰性301名）
- ・本日検査予定件数 : 35件

[うち、クラスター発生飲食店従業員・利用者の状況]

- | | | |
|------|-------------|--------------|
| 陽性者数 | ・店舗従業員 | 2名 |
| | ・利用者 | 21名 |
| | ・その他(2次感染等) | 15名 |
| | | <u>計 38名</u> |

新型コロナウイルス感染症陽性者の概要等

【倉吉市内社員寮クラスター関連の検査状況】(4/2 正午時点)

- ・検査実施累計件数 : 287件 (陽性13名、陰性274名)
- ・本日検査予定件数 : 0件

[うち、クラスター発生会社寮入寮者の状況]

- ・全入寮者15名の検査実施 陽性11名、陰性4名

<県内249例目・第2報>

事例	年代	性別	居住地	職業	現在の 症状	経過等（検体採取日2日前以降）	国外、 県外の 移動歴	備考
県内249例目	非公表	非公表	米子市	非公表				

医療提供体制

1. 入院体制(4月2日 12:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C) ※入院予定者を含む	C/A	C/B
321床	204床	57人	18%	28%

※4月1日から確保病床4床拡大に加え、現時点確保病床を2床前倒し確保
さらに追加確保を調整中

2. 宿泊療養体制(4月2日 12:00現在)

地区	部屋数	入所者	備考
東部	66室	0人	4月3日患者受入開始予定
西部	40室	0人	開設済

※東中部の入院患者について宿泊療養への移行準備に着手

対象者：入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者

運営体制：看護師の24時間常駐による健康サポート
医師の毎日の往診とオンライン診療

鳥取県版新型コロナ警報（4月2日現在）

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	3/24～
鳥取市	警報	3/31～
中部地区	注意報	3/29～
倉吉市	警報	3/30～
西部地区	注意報	3/30～

＜感染防止対策の徹底、検査・医療体制の強化＞

- 手洗い、マスク着用、換気等の感染防止対策の呼びかけ強化
- 保健所機能の強化(積極的疫学調査、相談対応)
- 医療提供体制に関する各種データの積極的公開
- 医療・福祉施設の感染防止対策の確認

クラスター発生を受けた飲食店及び社員寮の感染予防対策の強化

飲食店及び社員寮への対応

◇県内繁華街の「社交飲食業者」について、巡回指導等を実施(4/1～)

対象:鳥取市約300店舗、倉吉市約150店舗、米子・境港市約300店舗

【指導内容】 店内の飛沫対策(パーテイションの設置、座席間隔の確保)や換気の徹底 など

◇カラオケ店(喫茶)にも巡回指導を実施

◇社員寮は、ガイドライン要求事項をわかりやすく伝える リーフレットを作成・配布



各種ガイドライン

【対策例】

- ・食事中も会話の際には、マスクの着用を徹底
- ・換気扇の常時稼働及び窓の定期開放
- ・適切な消毒薬の使用
- ・ゴミ袋の封の徹底とゴミ置き場での保管

事業者の皆さん、利用する皆さんへ

◇感染拡大を確実に防ぐため、感染対策の確実な実行・強化をお願いします

○事業者の皆さんへ:感染対策の確実な実施をお願いします

- ・感染拡大予防対策(県版ガイドライン最新版)を確実に実施してください
- ・対策の具体例を紹介する動画・チラシ(とりネットに掲載)も参考にしてください
- ・店内にお客様向けのチラシを掲示し、対策への協力を呼びかけてください



感染対策動画・チラシ

○利用者の皆さんへ:感染対策の取られた認証店、協賛店

を選び、お店の対策に協力をお願いします



認証店一覧



協賛店一覧

鳥取市への支援体制

■鳥取市保健所にクラスター対策チームを派遣し対応中

- ・感染拡大防止措置に万全を期すため、クラスター対策チーム（クラスター対策監）を派遣し、対応継続中（4／1～）

■保健所支援に向け総勢40名の応援態勢を継続

- ・検体搬送、リエゾン派遣、疫学調査への応援等を行うための態勢を継続

■県内市町村保健師による支援体制

- ・東部の自治体の保健師の鳥取市保健所派遣を調整中

人権配慮に係る県民へのメッセージ

感染者自身のほか、事業所や飲食店等の店舗などに対する不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索、誹謗中傷などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わぬ、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

●包括的な差別を禁止する条例(鳥取県人権尊重の社会づくり条例)の施行

- ・本県では、インターネットによるものも含め、あらゆる差別を包括的に禁止する条例が、4月1日から施行されています。

●インターネットサーベイランスの実施

- ・本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。確認された誹謗中傷等の画像や文章を保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。

●県、弁護士会、県警、法務局の連携

- ・県と弁護士会、県警、法務局の4者連携による支援体制「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」を構築しており、事例発生時に支援を行います。